

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金

4月から消費税が8%に引き上げられたため、所得の低い方や、子育て世帯の家計への負担を減らすため、平成26年1月1日を基準日として給付金を支給します。

給付は1回限りで、どちらか該当する給付金のみの支給となります。申請書類は対象者に6月中旬に郵送します。

○臨時福祉給付金 支給額 1人につき10,000円

○子育て世帯臨時特例給付金 支給額 児童1人につき10,000円



あなたは対象？
確認して
みましょう！



スタート

平成26年1月1日に
皆野町に住所があり
ましたか？

いいえ
.....

平成26年度の市区町村民税が課税さ
れる見込みですか？
または課税となっている方に扶養さ
れていますか？

はい

平成26年1月1日に住
所があった市町村で
手続きをご確認くだ
さい。

はい

平成26年度の町民税が課税さ
れる見込みですか？
または課税となっている方に
扶養されていますか？

はい

平成26年1月分の児童手
当の受給者ですか？

いいえ
.....

給付金の対象で
はありません。

はい

平成25年の所得が児童
手当の所得制限限度額
未満ですか？

いいえ
.....

給付金の対象で
はありません。

いいえ
.....

臨時福祉給付金の対象者
です。
(生活保護受給者は対象外)

子育て世帯臨時特例給付
金の対象者です。
(生活保護受給者は対象外)



問合せ 健康福祉課福祉介護担当

☎62-1233